

平成 30 年 7 月西日本を中心とした大雨により

被害を受けた学生・保証人（保護者等）の皆様へ

台風 7 号及び前線等に伴う大雨（平成 30 年 7 月豪雨）により被害を受け、大きな不安と混乱の中で生活することを余儀なくされている皆様のご心情をお察しするとともに、心よりお見舞い申し上げます。

今後の学業生活に支障をきたすような重大な被害を受けた世帯の学生は、各キャンパスの学生課までご相談ください。

記

1 相談窓口

新宿キャンパス：学生部学生課 電話：03-5996-3123

さいたま岩槻キャンパス：修学支援部学生課 電話：048-797-2117

2 対象者

次の災害救助法適用地域に家族世帯がある学生

高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県の各市町村

詳細は次の日本学生支援機構（JASSO）ホームページをご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html

*上記、災害救助法適用地域以外の地域で、表記災害により、重大な被害を受けた場合についてもご相談ください。

3 災害見舞金

大学：罹災状況に応じて 30,000 円ないしは、50,000 円を給付

教育後援「桐光会」：30,000 円を給付

4 災害に対する奨学金

目白大学教育後援「桐光会」応急支援奨学金（給付型）

■対象：地震、津波、風水害の自然災害、火災による甚大な被害

■金額：1 学期分の学納金（上限 50 万円）

日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用（貸与型）

■対象：貸与月額については次の日本学生支援機構（JASSO）ホームページをご参照ください。

<https://www.jasso.go.jp/about/information/press/18070903.html>

*両奨学金受給には学業成績基準・家計基準・学籍状況・奨学金受給状況等の要件があります。詳細は相談窓口にご相談ください。

以上

2018 年 7 月 12 日

目白大学・目白大学短期大学部